

# 加茂都市計画整備、開発及び保全の方針

島 根 県

# 目 次

## 加茂都市計画整備、開発及び保全の方針

1 . 都市計画の目標 .....	1
1 ) 都市づくりの基本理念 .....	2
2 . 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針 .....	3
1 ) 区域区分の有無 .....	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針 .....	4
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	4
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	5
交通施設 .....	5
下水道及び河川 .....	6
3 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	7
a 基本方針 .....	7
b 主要な緑地の配置の方針 .....	7
c 実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	7
加茂都市計画整備、開発及び保全の方針附図 .....	8

加茂都市計画整備、開発及び保全の方針の決定  
(島根県決定)

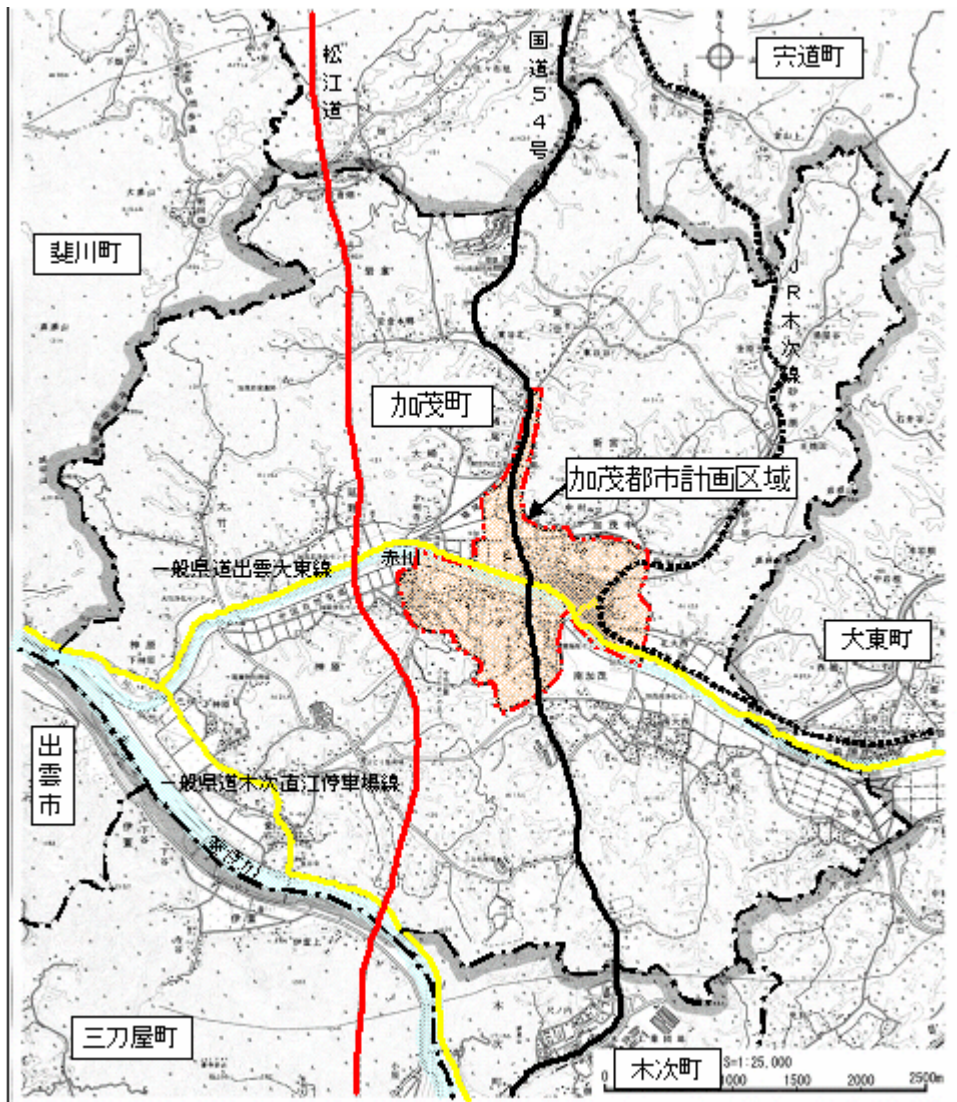
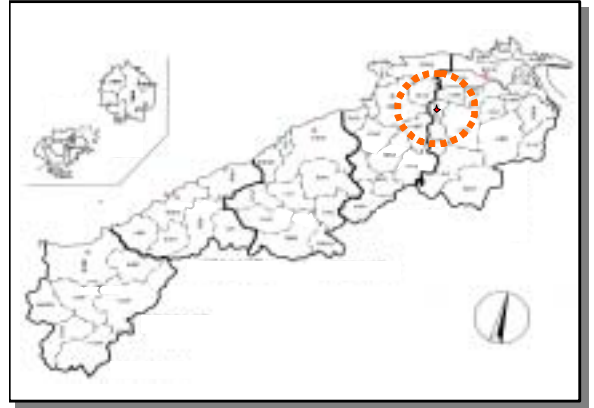
都市計画整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

加茂町は、島根県の東部、大原郡の北端に位置し、北側は八束郡宍道町、東側は大原郡大東町、南側は大原郡木次町、西南側は斐伊川を境界線として飯石郡三刀屋町、出雲市、西側は簸川郡斐川町に接している。

加茂町の中央部を南北に貫通する国道 54 号、東西に流れる赤川が交差する位置に、加茂町における中心的な市街地が形成されており、その他は、赤川や斐伊川の沿川に農業集落が分布している。

加茂都市計画区域は、本町の中心的な市街地を含む 200ha (全町域面積 30.91k m<sup>2</sup> に対して 6.5%) のエリアに指定されており、平成 12 年の都市計画区域内人口は約 2.5 千人 (全町人口に対して約 38%) となっている。



## 1) 都市づくりの基本理念

加茂町は、中央を山陰・山陽を結ぶ大動脈である国道54号が南北に縦断しており、宍道湖・中海都市圏の中核都市である松江市へ40分、出雲市へは20分と比較的近い立地条件であり、ベッドタウン的な傾向が強い。

加茂町の人口は、平成12年の国勢調査において、過去の減少傾向から、微増となっており、世帯数においては、昭和30年以降緩やかに増加してきているが、特に近年は住宅団地整備等に伴い、世帯数が大幅に増加している。

都市計画区域内人口も同様な傾向を示している状況であるが、一方で、高齢者人口は、増加傾向が続いており、年齢階層別人口構成は、年少人口が14.4%、生産年齢人口が58.3%、高齢者人口が27.3%となっており、加茂町においても少子高齢化が顕著となっている。

本区域の松江・出雲圏への近接性という立地条件を背景とし、さらに、豊かな自然環境を活用し、今後とも、居住環境の整備・充実に努め、次に示すような基本理念の下に、まちづくりを進めていくものとする。

### 楽しく学べる教育・文化・スポーツ環境の充実

銅鐸をはじめとする古代文化や伝統、生涯学習を通して「遊学の郷・加茂」をキャッチフレーズに、文化・福祉・都市公園等の拠点整備を行い、各拠点の機能充実や中心市街地とのネットワーク整備や、生涯学習・健康づくりのための環境整備を進める。

### 誰もが快適に暮らせる住環境整備の促進

本区域の都市基盤施設整備状況は、道路の整備率が高水準であり、上・下水道の整備も既に完了している。今後は、さらに高齢化社会への進展にも対応した居住環境の創出を目指した環境整備を進める。

### 水と緑の自然環境の保全・活用を目指したまちづくり

本都市計画区域を取り囲む緑地、優良農地、赤川等の河川沿いの水と緑の空間など、優れた自然環境の保全に努めるとともに、それらを身近な緑地空間として活用を図り、都市活動と自然環境が調和したまちづくりを目指す。

## 2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域において、「市街化圧力」、「不良街区の形成防止」、「良好な市街地形成」、「産業基盤の確保」、「都市基盤施設整備」、「区域区分に関連した要望と地域が望むまち」、「用途地域が定まっていない区域の土地利用」、「営農条件の確保」、「緑地の確保」のそれぞれの観点から区域区分の必要性について検証・評価を行った。

その結果、本区域の人口・世帯数は若干増加傾向を示しているものの、その増加程度は小さく、また、地形的な制約からも、市街地の無秩序な拡大は予想されないため、区域区分を設定する必要性は低い。

従って、本都市計画に、区域区分を定めないとした。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

##### 中心市街地の再生

加茂中地区を中心とする商業地については、空き家、空き店舗の有効活用や交流施設等による住環境整備により賑わいのある場を創出するなど、中心市街地の再生を図るものとする。

##### 生涯学習・健康づくりの拠点としての機能の充実

文化ホール・ラメール、総合健康福祉センター・かもてらす、加茂中央公園を中心に、本町における生涯学習、健康づくりの拠点としての機能の充実を図るものとする。

##### 中核都市に近接する立地条件を活かした住宅地の整備

中核都市である松江市や出雲市との近接性を活かして、定住人口の確保や少子高齢化対策として、公営住宅の建設や区画整理事業による市街地開発など各種住宅地の整備促進を図る。

##### 優良な営農環境との調和

農用地区域等の優良な農地については、その保全に努める。

##### 災害防止上の市街化抑制

以下に該当する区域は災害防止上、原則として市街化の抑制を図る

- ・ 建築基準法第 39 条（災害危険区域）
- ・ 地すべり等防止法第 3 条（地すべり防止区域）
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条（急傾斜地崩壊危険区域）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条（土砂災害警戒区域）、第 8 条（土砂災害特別警戒区域）

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 交通施設

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本都市計画区域の道路網構成は、市街地の中央を広域的な主要幹線道路である国道 54 号が南北に縦貫し、これに交差して、赤川右岸に幹線道路である一般県道出雲大東線が東西に、隣接市町村を連絡している。

また、都市計画道路は、加茂中地区の中心市街地に幹線道路 2 路線（加茂中央 1 号線、同 2 号線、幅員 12m）が都市計画決定され、加茂中央 1 号線については、整備済みであるが加茂中央 2 号線については未着手の状況にある。

このように、本都市計画区域においては、骨格的な幹線道路が東西方向南北に形成され、補助幹線的な役割を担う都市計画道路とともに、町内外へのアクセスとして重要な役割を果たしている。

公共交通については、JR 木次線が松江市・出雲市等への通勤通学に利用されており、区域を含む加茂町内には町営バスが運行されている。

以上のような状況を踏まえ、以下に示すような基本方針の下に、交通体系の整備を進めていくものとする。

JR 加茂中駅における交通結節機能の強化によるバスの利便性向上

赤川左右岸のアクセス強化のため橋梁への歩道設置等、歩道の整備やバリアフリー化の推進

中心市街地の再生に資する街路整備

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

種別	配置の方針
幹線道路	本区域の広域主要幹線道路として、国道 54 号を南北軸に配置する。また、東西軸として、一般県道出雲大東線を配置し、これらの主要幹線道路を基軸として、都市内交通を円滑に処理する補助幹線道路を配置する。

##### イ 鉄道

種別	配置の方針
JR 木次線	JR 加茂中駅については、中心市街地再生に併せて駅前整備を図る。また、公共交通機関間の有効な接続による利便性の向上を図る。

## 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

本区域においては、赤川右岸においては特定環境保全公共下水道事業の計画処理区域全域の整備が完了しており、また、同左岸においても、農業集落排水施設整備事業が全域で完了している。

##### 河川

本区域の河川は、1級河川斐伊川の1次支川である赤川が区域の中央を流下しており、その他、中村川、猪尾川、内原川、宇治川等の小河川が区域内を流下している。

本区域においては、赤川の河川整備等により、一定の治水安全度が確保されているが、水害に強い安全な都市を形成するために、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるものとする。

なお、河川は、治水・利水に加え、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境、更には地域の風土と文化を形成する上で重要な役割を担っており、赤川は加茂町の水と緑の基軸となる重要な要素であることから、地域住民の良好な水辺空間として、引き続きその保全と活用を図る。

### 3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、赤川沿いの平地部に広がるコンパクトな市街地を周囲の山林が取り囲む地形条件となっており、これら山林、赤川沿いの農地などの緑地空間が市街地に潤いを与えている。

本都市計画区域の有する恵まれた自然的環境を活かし、さらに快適な魅力あるまちづくりに資することを目的に、以下の方針に基づき、緑地の保全及び整備を進めていくものとする。

市街地近郊の緑地及び農地などの保全

加茂中公園、加茂中央公園の充実及びそれら周辺の緑地の保全

赤川、その他河川沿いの水と緑の景観軸の形成

社寺、公共施設などにおける緑地の保全

新たな住宅地形成に併せた身近な緑地整備

##### イ 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成12年	平成32年
都市計画区域内人口一人あたりの目標水準	約44m <sup>2</sup> /人	約44m <sup>2</sup> /人

#### b 主要な緑地の配置の方針

本区域においては、現況の豊かな緑と水の保全や活用を図り、防災に配慮し、潤いのある街づくりを推進するために、以下の方針により緑地の配置を行う。

緑地系統	配置の方針
環境保全系統	・加茂中公園、加茂中央公園及びそれら周辺の緑地は、本都市計画区域の環境を特徴づける貴重な緑地資源であり、積極的に保全を図る必要がある。 ・市街地内における社寺境内地、公共公益施設等の敷地内の緑地は、小規模なものでも身近で貴重な緑地であり、積極的に保全を図る必要がある。
レクリエーション系統	・赤川、その他河川沿いの緑地は、地域住民に潤いを与える貴重な緑地空間であり、保全と活用を図る。 ・加茂中央公園は、四季を通じて住民が集える緑地空間の整備を図るとともに、スポーツ振興の拠点として配置する。
防災系統	・地すべり等の自然災害を防止する緑地として、市街地周辺の斜面樹林地の保全を図る。 ・市街地火災の類焼抑制と地域住民の一次避難地として防災を目的とした空地の整備を図る。
景観構成系統	・本都市計画区域の背景を形成し、市街地を眺望できる加茂中公園一帯の緑地の保全及び施設整備を推進し住民の憩える場の提供を図る必要がある。

#### c 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市計画区域内においては、既に十分な面積の都市計画公園が指定されているが、加茂町が都市計画区域外で計画を進めている、(仮称)遊学の丘公園と一体的な利用が図られるよう、加茂中央公園等の施設の充実を図るものとする。

加茂都市計画整備、開発及び保全の方針附図

